

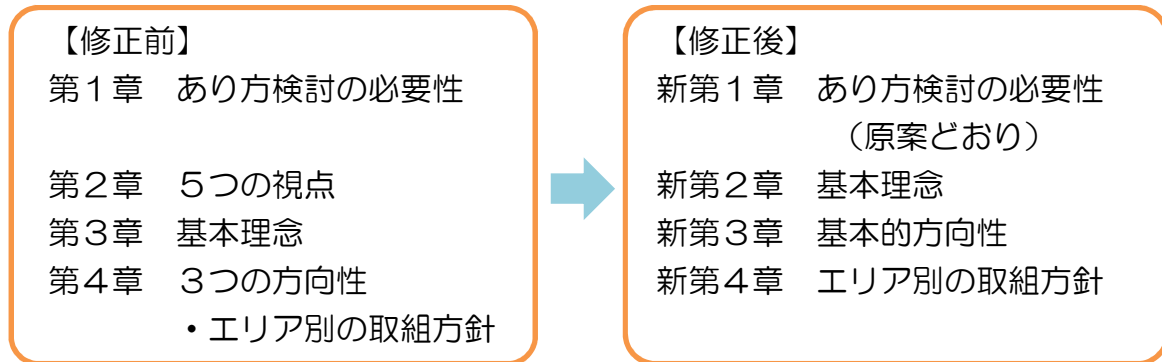
第6回検討委員会における主なご意見と提言案への反映状況等

項目	発言者	検討委員会での主なご意見	提言素案への反映状況等
全体の章立て	佐久間委員 成田委員 笹川委員	○第2章(視点)と第3章(基本理念)の順番を入れ替えた方がよい。	<p>●第2章(5つの視点)と第4章(3つの基本的な方向性)を統合するとともに、第3章(基本理念)と記載順を入れ替え、以下のとおり章立てを整理。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>【修正前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1章(あり方検討の必要性) ・第2章(5つの視点) ・第3章(基本理念) ・第4章(3つの基本的な方向性) ・エリア別取組方針 </div> <div style="font-size: 2em; color: orange;">➔</div> <div style="text-align: center;"> <p>【修正後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新第1章(あり方検討の必要性) ・新第2章(基本理念) ・新第3章(基本的方向性) ・新第4章(エリア別取組方針) </div> </div>
	杉岡委員長	○第2章(視点)と第3章(基本理念)の統合も含めて検討頂きたい。	
	寺下委員 石井副委員長	○第2章(視点)と第4章(方向性)の記載に重複があり、第2章と第4章を統合し、整理した方がよい。	
	成田委員	○第2章(視点)と第4章(方向性)の記載順が入れ替わっているところも多いので、順序を整理するべき。	
	笹川委員	○同じ文言が何度も出てくるため、もう少しわかりやすくする必要があります。	
基本方針の位置付け	成田委員	○基本方針と「市有建築物ストックマネジメント推進方針」との関係はどのように捉えればよいか。位置付け図について、説明がないので唐突感がある。	<p>●該当部分において以下の記述を追加(P11) この基本方針は、戦略ビジョンに基づく公共施設に関する方針の一つとして、公共施設の長寿命化の取組を推進する「市有建築物ストックマネジメント推進方針」と並び位置付けられ、理念や方向性は、次期中期実施計画や行財政改革プラン、さらには、その他の部門別計画に反映していくことが必要です。</p>
視点	佐久間委員 笹川委員 石井副委員長 小篠委員	○基本理念で「市民が創る公共施設」を掲げているが、市民参加の視点がない。 ○「従来型の整備ではなく、新たな効果が生み出されるような整備をしていく必要がある」という点を強調したうえで、市民参加の視点を加えるべき。	<p>●新第3章方向性4(2)「公共施設運営への市民参加」において以下の記述を追加(P22) <u>公共施設においてサービスの提供を行う場合であっても、地域住民がコミュニティ施設を自主運営するなど、市民が利用者としての立場を超えて、コミュニティ全体の利益を考えると</u>という視点を持って施設運営に参加していく仕組みとともに、民間事業者やNPOなど、多様な主体が施設の企画・運営について提案できる仕組みの検討が必要です。</p>
	杉岡委員長	○障がい者のニーズについても考慮した書きぶりに調整が必要。	<p>●新第1章2(1)「変化する市民ニーズへの対応」において、「札幌市が目指す「共生のまち」を実現するためには、子どもを生み育てやすい環境づくりや、障がいのある方などのニーズについても政策的な対応が必要となります。」との表現に修正(P8)</p>
	寺下委員	○高齢者の「施設サービス対象者」というフレーズは、介護保険サービスの利用者という印象を受けるので、「公共施設の利用者」などと修正した方がよい。	<p>●新第1章2(1)「変化する市民ニーズへの対応」において、「こうした元気な高齢者は、施設利用者としてだけでなく、その活力をまちづくりに活かせるような場が求められます。」との表現に修正(P8)</p>

項目	発言者	検討委員会での主なご意見	提言素案への反映状況等
基本理念	喜多委員	<p>○「共生のまち」の部分に障がい者の視点をに入れて欲しい。</p> <p>○「コミュニティを深化させる公共施設」の部分に、多世代交流に加え、障がい者を含めた交流も図れる施設との記載を追加した方がよい。</p>	<p>●基本理念の説明部分において、「札幌市が目指す「共生のまち」の実現に向けて、高齢者や障がいのある方をはじめ」との表現に修正(P13)</p> <p>●該当部分において、「年齢や障がいの有無を問わず、地域住民の誰もが集うことができ、そこで多世代交流が生まれるような多目的な施設」との表現に修正(P14)</p>
	喜多委員	<p>○「柔軟でスマートな公共施設」は、対応すべき点が地域ニーズなのか多様な人たちのニーズなのかが不明確になっている。</p>	<p>●新第1章2(2)「多様化する地域ニーズへの対応」において、「今後は、行政区や地域ごとに人口動態や年齢構成、さらには地域課題がより一層異なっていくことが見込まれ、地域が公共施設に求めるニーズも多様化していきます。」との表現に修正(P8)</p>
基本的な方向性	成田委員 杉岡委員長 石井副委員長 小篠委員	<p>○地域住民の意見・要望については、コミュニティ全体の利益に沿った提案が求められるということを明記すべき。</p>	<p>●基本理念の視点1「市民が創る公共施設」の説明文において、「地域住民が施設サービスの客体に留まることなく、主体的に計画や運営に参画することで、その時代のニーズに応じて、地域コミュニティ全体の利益を考えた提案を行うなど、」との表現に修正(P14)</p> <p>●新第3章方向性4(2)「公共施設運営への市民参加」において以下の記述を追加(P22) 公共施設においてサービスの提供を行う場合であっても、地域住民がコミュニティ施設を自主運営するなど、市民が利用者としての立場を超えて、コミュニティ全体の利益を考えるとという視点を持って施設運営に参加していく仕組みとともに、民間事業者やNPOなど、多様な主体が施設の企画・運営について提案できる仕組みの検討が必要です。</p>
	杉岡委員長 佐久間委員 喜多委員	<p>○方向性3のタイトル「施設サービスの主体」における「主体」は、主体というよりも連携ではないか。</p> <p>○市民が計画・運営に参画しようとしている一方で、民間事業者が主体であるというのは違和感がある。</p> <p>○「NPOなどの」という表現を付けるとよいのではないか。</p>	<p>●新第3章方向性4の見出しを「多様な主体による施設サービスの提供」とした上で、「(1)民間による施設サービスの提供」と「(2)公共施設運営への市民参加」とを分けて記述するとともに、該当部分において、「民間事業者やNPO、地域の団体等を含めた多様な主体により、地域が必要とする機能を提供していくことが可能と考えます。」との表現に修正(P21)</p>
	喜多委員	<p>○小学校を残す形が前提であるという点も提言に書いてはどうか。</p>	<p>●学校の統廃合を具体的にどのように進めるかについては、この提言を受けて策定する基本方針を踏まえた、学校規模適正化計画の中で検討。</p>

○提言（素案）の章立て整理イメージ

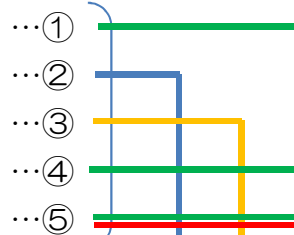
1 章立ての再構成



2 視点と方向性の統合

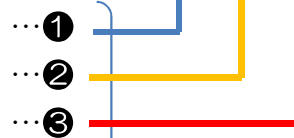
◆【修正前】の第2章（5つの視点）

- 視点1 将来の市民ニーズに応じた施設整備
- 視点2 コミュニティエリアの新たな拠点
- 視点3 「施設維持」から「機能維持」へ
- 視点4 地域の実情を踏まえた施設配置
- 視点5 効果的・効率的な施設運営



◆【修正前】の第4章（3つの方向性）

- 方向性1 集約連携型の施設配置へ
- 方向性2 施設が多機能化へ
- 方向性3 民間連携の促進へ



☆【修正後】の新第3章（基本的方向性）

